

第5章 その他講和後の財務行政の諸問題

第1節 管財行政の推移

1 国有財産管理の諸問題

終戦によって旧陸海軍からの財産引継ぎがあり、大蔵省は一挙に膨大な国有財産を管理することになったが、この引継ぎ財産については、その処分による資金で、産業復興、民生安定の施策を進めることが予定されていたので、政府はこの国有財産処分を積極的に進める意図を持っていた。しかし、もともと軍事目的の資産であったこともあり、さらに民間の資金も不足がちであったこともあって、その処分は、土地についても進捗しなかった。

産業復興、民生安定の緊急性が漸次緩和しはじめた講和以後になって、国有財産処分は軌道に乗りはじめたが、講和後の諸情勢の変化は、政府の諸施策が国有財産の活用を必要とする方向に転じて、国有財産についての政策転換が求められた。すなわち、警察予備隊から防衛庁への拡充に伴い増大する防衛施設、住宅公団の発足と、その活動増大に示される住宅建設用地、政府諸施設の充実、さらに駐車場の建設等、土地に対する政府内部の要求は急速に強くなったので、30年代後半には、従来の国有財産処分促進の方針を転じて、国有財産処分を慎重に扱い、さらに処分を見合わせる方針をとることになった。

国有財産処分の中心は土地であり、それも旧軍用地についてであったが、土地はもともと個別的条件をもつもので、一般的な条件を設定した処分は困難であった。したがって、軍用地という特殊地域の条件、ある

いは軍都市としてはじめて成り立っていた都市の条件もあり、土地の処分に当たっては、それらの特殊条件が考慮され、その地域の利益が尊重された。これらの処分は、すべて国有財産中央審議会、国有財産地方審議会、旧軍港市国有財産処理審議会の審議に基づいて行なわれた。

国有財産の管理処分に当たっては種々の問題が生じ、いろいろな方策がとられた。すでに社寺境内地処分の際して、無償供与が行なわれたが、特殊地域での国有財産処分については、時には無償、あるいは時価から減額した対価で払下げが行なわれた。また、住宅政策優先の見地から、住宅公団用の土地についての現物出資も行なわれた。たとえば、習志野8万坪、桃山35万坪、久留米19万坪、辻堂15万坪、小倉3万坪があった。このほか、建築交換による国有財産処分も行なわれた。しかし、大蔵省として行政上の煩雑な問題は不法財産の処理と財産帰属不明のものへの対策であった。不法財産処理は、主として戦後の混乱期に生じた問題であって、不法であることが明らかであっても、その処理が容易に進まないものであり、一部は新聞等に報道され、国会での質疑の対象ともなった。財産帰属不明のものについては、たとえば、富士山頂の帰属問題があり、従来、社寺境内地については、社寺境内地処分審査会の審議答申に即して、多くの山が神社に帰属したが、富士山についてはその山頂を特定の神社のものにすることに問題があって結論が出ず、その帰属が裁判問題となった。

2 連合国財産返還補償

講和条約の発効は公的な戦争の終結であった。この終結によって、戦時中にとられた対連合国人問題の具体的処理が問題となった。外債処理問題についてはすでに記したが、そのほかに戦時中に接収した連合国人の財産の返還あるいは補償の問題があった。財産の返還は、特に大きな問題はなかったが、接収後処分してしまった財産については、その補償について種々問題があった。

対日平和条約は、第15条A項で接収財産の補償の義務を明記しているが、この義務について紛争が生じたときには財産委員会で審議して、それに基づいて政府が補償することになっていた。審議になった問題は、ほとんどが35年中に処理され、それも日米間の案件が主要なものであった。審議となった件数の過半が株券についてで、その額は約160億円に達した。

接収財産補償についての審議での問題点は、わが国と英米との法律についての考え方の差異に根ざしていた。財産の評価、損害についての扱いが異なり、開戦時の財産の評価、棚卸等の事実上困難な問題も含まれ、日米双方の計算額に当初かなりの開きがあった。しかし双方の努力で審議に到達した。日英関係では財産額も少なく、問題としても困難なものではなかった。フランスとオーストラリアについては、委員会を開くに至らずに話し合いがついた。これらの財産補償については35年度補正予算に69億5,900万円が計上された。

3 接収貴金属処理

講和発効によって占領軍から管理と処分権を引き継いだ貴金属類は、戦時中に国民から供出を受けたものと、戦後に占領軍によって強制接収されたものと双方を含んでいた。戦後の占領軍の接収の目的は必ずしも明確ではないが、旧日本軍による略奪財産の返還、戦勝国への賠償に充当するものと推測される。しかし、略奪財産扱いの貴金属の中で返還に回されたものを除く分については、賠償緩和の方針が決まったことによ

って、具体的な賠償方法が講和後の日本政府にまかされたこともあり、26年には接収貴金属の実質的管理が占領軍から政府に移された。

この接収貴金属の処理については、いろいろな問題があった。基本としては被接収者に返還すべきものであるが、戦時中供出分については、すでに供出者の同意を得たものであり、特に返還の義務はない。しかし、戦後の接収分については、強制徴収であることから、返還の義務はあるが、ダイヤモンド等の形の変らないものはよいとしても、装飾品等にすでに形情が変わってしまったものについての返還は、物理的にも困難であり、さらに接収についての明確な記録を欠くものが多かった。かくて、これら接収貴金属処理について、政府は被接収者への返還の基本方針は決定したものの、その法制化と実施に多くの日時を費した。

政府は28年に第19国会に「接収貴金属等の処理に関する法律案」を提出したが、容易に法案は成立せず、審議未了と継続審議を重ねて、34年の第31国会でようやく成立した。審議過程では接収貴金属の返還の必要はないとの反対もあり、それらの処理による財源で社会保障を進めようとの意見もあった。結局、返還にあたっては2割の納付金を徴収することで結着がついた。

法律の制定によって、被接収者、所有者は返還の請求ができることになり、政府はこれらの請求について慎重審査を経て返還を進めた。請求件数626件の処理が41年中に終了した。請求件数が比較的少なかったの



接収ダイヤモンドの売出し（共同P提供）

は、戦時中供出の買上げによる交易営団、中央物資活用協会保有のものが、占領軍に接收されたのが大部分だったからで、ダイヤモンドについては、実際に民間に返還となったのは1件だけで、交易営団等の回収機関への返還は、買上代金等を交付することに法律が定められていたので、27年に占領軍から引き渡された貴金属のうち、ダイヤモンドについてみれば、約16万1,000カラットは、ほとんどそのまま国庫に帰属した。接收貴金属の処理が一応かたづく段階になって、政

第2節 講和以降の専売行政

講和以降の専売事業については、たばこ事業および塩事業いづれも、講和後なおしばらくの間は、一貫して国内の需要に追いつくための増産が、政策の基本であり、増産のための隘路の除去のくふうが必要であった。物価統制の解除による葉たばこ等の買上価格の引上げや、製塩技術の改良等によって、その目的を着実に実現していった。そして30年代にはいと、それぞれにほぼ需給の均衡に達し、続いて供給超過の情勢を示すようになったので、終戦直後には夢想だにできなかった生産調整が急務となった。たばこ耕作の減反、塩田の整理がその具体策であり、33年度以降はその調整が政策の中心課題となった。しかし、その後の急速な経済成長が、再度需要の増大をもたらし、外貨事情も加わって、国内供給の漸次的増大が必要となり、その対策がこの調整策の基礎の上に積み上げられた。

長い目でみれば、戦後の経済は成長の一途を示しているが、それは結果として看取できるものであり、初めからそれが計画され、見通されたものではない。30年代にはいとと経済の正常化に伴い、政策の基調は従来の一貫した生産増加政策から、公共性を維持しつつ、企業として経済的合理性を追求することに換えられた。以下、たばこ事業および塩事業に分けて述べよう。

府はこれら貴金属の処分方針を検討し、国民に関心の多いダイヤモンドの処分に着手したが、一挙にこのような大量のダイヤモンドが市場に放出されることは世界にも例がなく、放出に伴う市場攪乱を考慮して、慎重に対策を検討し、放出量と売却対象者を限定して、少量ずつの処分を始めることにした。その第1回は41年秋に行なわれ、放出量は約7,000カラット(約1万2,000個)にとどめられた。

1 たばこ専売の諸問題

昭和27年度の公社の小売店へのたばこ売渡高(葉たばこ、パイプたばこ等の特殊製品および輸入たばこを除く)は本数で881億本、金額で2,043億円にすぎなかったが、その後売渡本数は順調に増加し、42年度には本数で1,949億本、金額で6,174億円に達した。このようなたばこ販売高の増加は、この間わが国の経済が高度の成長を遂げ、国民所得が著しく増加したことが最大の原因であるが、同時に、公社が消費者の需要の変化と所得水準の上昇に応じた新製品の発売に努め、しかも、製品の品質向上に努めたことによるものであったといえよう。

すなわち、この間喫味の強いたばこと両切製品の需要が大幅に減少する反面、フィルター製品の需要が著しく増加し、また徐々に消費者の需要は下級品から上級品へ移行を続けた。

公社は、32年度初めてフィルター製品としてホープを発売し、その後消費者の趣好の変化に応じてハイライト(35年度)、ひびき(39年度)、わかば(41年度)、ルナ(42年度)等のフィルター付製品を発売したが、その結果43年度にはフィルター付製品の売渡本数は総売渡本数の81.4%に達した。この反面戦前から大衆に人気



講和後に親しまれたたばこ



最近の人気たばこ

があった光およびゴールデンパットの販売シェアは、27年度にはともに売渡本数の28%を占めていたが、その後急速に減少し、光は喫味の強いたばこに対する需要の減少とフィルター製品の進出により、40年度に販売を停止し、またゴールデンパットは上級品、フィルター製品への需要転移により、43年度には売渡本数が全体の1%となるに至った。また、たばこの製造作業については、巻上機の高速度化、スレッシャー方式の導入等、技術革新に努めるとともに、品質向上のための努力がはらわれてきた。

この間葉たばこの生産については、収納価格の引上げや食糧難の解消により、耕作面積が年々増加したうえ、農薬および化学肥料の普及等、耕作技術の向上により、27年度に9.5万トンにすぎなかった生産量は、31年度には15.2万トンに達し、他方、製造たばこの販売数量が30年(対前年比101.3%)、31年(同98.9%)と増加しなかったこともあって、31年度には葉たばこは在庫過剰の状態となった。

公社は在庫量を、必要製造量に応じた適正量に減少

させるため、33年度以降減反政策を行ない、生産の抑制に努力し、その結果葉たばこ生産量は34年度から36年度にかけて12万トン台に減少した。しかしながら、製造たばこの販売数量は、35年度(対前年比107.7%)から36年度(同108.7%)にかけて大幅に増加したので、葉たばこ在庫量が不足し、そのため37年度以降増反政策をとることになった。その結果、耕作面積の増加と39年度の大豊作(生産量21万トン)等により、葉たばこの在庫不足は解消したが、その後なお生産量は20万トン前後の水準が続いたうえ、1本当りの葉たばこ使用量が両切たばこより少ないフィルター製品の販売シェアが急速に増

加したこともあって、葉たばこ在庫量は再び過剰となった。これを42年度末の黄色種についてみると、在庫月数は31カ月(標準在庫量は24カ月)分となる。そのため44年度より再び減反政策をとるに至った。

また、良質のたばこを製造するため、公社は25年度からインド葉の輸入を始め、26年にはアメリカ葉を、さらに30年からはギリシャ、トルコ等で産出されるオリエント葉の輸入を始めた。

以上のような公社の努力にもかかわらず、専売納付金額は、27年度の1,337億円から42年度には1,770億円へと増加したものの、27年度には12.4%を占めていた国の一般歳入に占める比率は、42年度には3.3%に低下した。国民所得や国の予算規模が著しく増加したにもかかわらず、専売納付金の伸びが小さかった原因としては、(1)たばこの小売価格が26年以来すえおかれ、その間原価の6割を占める葉たばこを初め労務費、木材費等の諸経費が上昇し、特にこの傾向が37年ごろから顕著になり、そのため公社のたばこ事業の益金率は逐年低下したこと、および(2)29年度に創設された地

方たばこ消費税が、実質的に従価税制度をとり、その税率がしばしば引き上げられたことがあげられる。そのため税制調査会も42年12月、43年度の税制改正に関し、たばこの小売定価が長期間すえおかれた結果税負担が著しく低下したので、43年度には定価を改定すべきであると答申した。

このような税制調査会の答申もあって、政府は財政上の要請等を総合勘案し、43年5月、長年すえおかれてきた小売定価を実質11%、名目19%引き上げた。この結果、43年度の製造たばこの売渡本数は1,976億本(前年度1,949億本)にとどまり、前年度に比し1.4%の伸びにすぎなかったが、当初心配された下級銘柄への需要の移転があまりなかったので、売上額は7,299億円(対前年度比118.2%)に達し、これに伴い専売納付金も前年度(1,770億円)より大幅に増加する見通しとなった。しかしながら現行納付金制度には、(1)今後も原価の上昇が一方的に国にのみしわ寄せされ、(2)会社の経営成果を測定する基準が明らかでない、(3)たばこに含まれる消費税相当分が明瞭でない、(4)原価が逐年上昇する結果、意図せざる減税になるという制度上の問題がある。

このため43年7月、税制調査会は「現行納付金制度をたばこ消費税制度に切り替える等制度自体の基本的な改正についてすみやかに具体的検討を加える必要がある」と答申したが、その後同年10月から12月の間において、専売事業審議会、財政制度審議会および税制調査会は、それぞれの立場からこの問題について検討し、いずれも専売納付金制度を改正し、たばこ消費税制度に移行すべきであるとの結論に達し、その方針によって答申した。

大蔵省および公社はこの答申を尊重し、44年度から新制度に改めるために努力したが、新制度に関する関係者間の調整に十分時間的な余裕がなかったうえ、新制度に対する関係団体の懸念を払拭できなかったため、結局44年度からの移行を見送り、なお1年間検討を続けることになった¹⁾。

第8-12表 専売公社納付金等推移

年 度	専売公社納付金(百万円)		たばこ販売高(百万本)
	当初予算	決 算	
27	120,500	133,719	88,161
28	143,398	159,223	96,734
29	130,092	124,877	102,797
30	117,131	113,742	104,117
31	112,462	114,214	102,982
32	118,015	122,199	106,600
33	116,750	125,982	112,275
34	119,752	125,142	117,454
35	135,940	146,494	126,483
36	148,967	163,981	137,470
37	158,886	163,042	144,948
38	157,181	165,191	153,890
39	156,084	165,147	163,328
40	164,284	179,271	173,639
41	180,101	198,116	183,590
42	159,995	177,018	194,953
43	230,431		197,675

2 塩業対策の推移

戦後の塩の問題は食用塩の自給確保にあり、それには外貨節約の条件も加えられた。25年3月には、国内塩業育成による食用塩の自給策を塩業政策の基本とする閣議決定があり、これに応じて27年末には国内塩増産5カ年計画が一応成案の段階に達していた。この案では、27年度の45万トンの水準を、32年度までに70万トンに引き上げる予定であった。しかし、この計画は入浜塩田の整備拡充に重点をおいたものであり、当時新たに急速に発達してきていた流下式塩田方式の導入を考慮に入れていなかったため、この方式の成功見通しに合わせて計画は廃止され、流下式塩田への製造方法の転換を積極的に進めることで、30年10月には生産量を80万トンに増加することの目標で国内塩増産計画にまとめられた。かくて入浜塩田は27、28年度から順次枝条架設備を併用した流下式に切り替えられ、また、せんごうについては真空式製塩法が早くから導入され

て、29年までに21工場が作られたが、30年2月の資源調査会の勧告もあって、加圧式海水直煮製塩の企業化が具体的課題となった。

このような講和以降の国内塩増産対策は絶対量の確保と生産能率の向上を目的として推進されたが、30年



近代的製塩施設(左)と旧来の入浜式塩田(右)

取り止め、買上価格についても、28年9月にトン1.3万円を1.36万円に引き上げた後は改定せず、31年4月にはもとの1.3万円に引き下げたが、新方式による生産はこの価格で食用塩自給を可能にした。32年には国内塩増産対策を根本的に再検討して、生産調整方針をとることになり、収納価格を逐次引下げ、塩事業会計の健全化を図ることを確認して、12月には国内塩生産対策を定めた。33年度には供給過剰で在庫が増大した事態のもとで、塩業審議会は塩需給対策要綱を定め、国内塩過剰の除去と国内塩業基盤強化を図ることにして、34年3月には塩業整備臨時措置法の制定にこぎつけた。これによって34年度は企業の自主廃止期間とし、35年度は強制整理期間として、明治末期、昭和初期に続く、第3回目の大規模な塩田整理が実施された。この整理で入浜式塩田は姿を消し、せんごうについては平釜式、蒸気式が姿を消し、真空式工場も半数が廃止された。整理前に約130万トンといわれた生産規模のうち約40万トンの廃止申請があり、流下式塩田と真空式工場の組合せによる大規模製塩方式と、加圧式海水直煮製塩の二方式が残った。これによって塩の国内供給策の需給調整が一応確立され、国内塩生産方式はその様相を一変することになった。また、塩の収納価格

代にはいると塩事業の赤字が10億円を越えることになり、その結果、外国塩に比較して生産コストが高い国内製塩業の根本的な合理化と、国内塩について従来からとられていた増産政策に対する再検討が行なわれることになった。すでに公社では31年5月に増産対策を



は、36年には並塩でトン当たり10,350円まで引き下げられ、その結果公社の塩事業会計も36年度には黒字となった。

36年5月、塩業審議会はイオン交換膜製塩法の開発による技術革新と、それに伴う企業の再編成により、42年度までに国内塩の供給価格を外国塩の国内市場価格まで引き下げるべきであると答申した。しかしながら、その後新技術の開発が予定より遅れたうえ、人件費、流通費等の諸物価が著しく上昇したため、40年度以降、公社は塩の収納価格と元売、小売のマージンを逐年引き上げざるをえなくなった。これに反し、塩の小売価格は29年以降すえおかれたため、公社の塩事業は40年以降赤字になり、43年度には18億円に達し、44年度の小売価格の引上げが、物価対策の見地から見送られたこともあって、同年度も赤字幅が増大するものと見込まれている。

他方、公社が関係業者と協力して、長年にわたり研究開発を続けてきたイオン交換膜製塩法は、最近に至りようやく企業化の見通しがついてきた。この方法の本格的企業化が成功すれば、36年の塩業審議会の答申で述べられているとおり、外国塩の輸入価格にほぼ見合う価格で、国内塩を供給することができると期待

されている。しかしながら、この方法の本格的企業化のためには、生産方式の根本的変革、生産規模の大幅な拡大に伴う国内塩業の根本的再編成が必要であり、今後なお社ならびに業界が解決すべき困難な問題が残されており、塩業審議会においても、43年9月以降この問題について検討が続けられている。

なお、外国塩の輸入については、30年代の前半までは200万トン前後にとどまっていたが、その後、ソーダ工業の発展に伴う原料塩の需要が増加し、国内塩の生産量を抑制したため、35年以降輸入量が急激に増加し、42年度には448万トンに達した²⁾。

第3節 造幣行政の推移

戦後の補助貨幣の対策が、資材面の制約と物価の急上昇に対処する改造に迫られたのに対して、講和以降の問題は、通貨価値の一応の安定のもとで、経済の急成長による補助貨幣需要の増加にどう対処するかであった。そしてこの過程で、講和までは10円以下にとどめてあった硬貨の使用を、100円にまで引き上げることで、補助貨幣の系列は幅を広げて戦前並みとなったが、銀行券との調整をどうするかが、関係産業に対する行政問題となった。しかし、補助貨幣の問題は全般的に管理技術的性格を強めた。すなわち、1円、5円、10円、50円、100円の各硬貨のどの種類の供給をふやすか、素材の関連をどうするか、寸法、様式、図案をどのように定めるか、などであった。

26年末から製造を始めた10円青銅貨が、29年までの供給通貨の中心となり、23年以降の5円が最高額の補助貨幣であった時期の後の、物価安定状態に即する補助貨幣の需要事情を反映した。しかし、造幣局の製造能力は10円、5円の供給だけではなお過剰であったので、講和後の経済成長による貨幣需要の増大に対処して、さらに高額な硬貨製造の計画が、ニッケル貨製造の技術的要請と結びついて、29年末に50円ニッケル貨と1

たばこ、塩の需給をめぐって、講和以降は、当初は増産対策、続いて減産対策がとられ、後に再度増産の刺激に転ずるといふ政策転換のあわただしさを示したが、このような専売政策の推移に徴し、専売事業のあり方について審議するために、34年4月に専売制度調査会(政令第120号)が設置された。調査会は35年3月に答申したが、一部にいわれた民営移管を排して専売事業の存続を前提とした諸条件の検討を提示した。

注1 専売事業については会社の毎年度の「業務概況報告」参照。

注2 塩業整理については「塩業整備報告」(上,下)参照。

円アルミ貨の製造方針の決定となった。その12月に各貨の図案が公募された。公募当選図案に基づいて30年4月から1円貨が、同6月から50円貨が製造にはいり、1円貨は年々約5億枚、33年度以降も約3億枚の製造が続いた。50円貨は30、31年度とも約9,000万枚を製造したが、32年度からは100円銀貨製造との関連で製造量を縮めた。50円ニッケル貨の発行に続いて100円銀貨の発行計画が立てられ、32年9月から製造にはいり、32、33年度と各5,000万枚製造された。

講和を契機に10円、1円、50円、100円と補助貨幣は急速に種類を増したが、5円貨がすでにギザを付けていたことから、1円貨以外にはすべてギザがつけられ、それぞれの特色がうすれ、触感による識別が困難となったので、ギザを100円だけに残し、5円、50円を有孔とすることで、相互の識別を容易にすることとして、50円、100円貨の図案が公募された。この様式変更の方針は33年8月の臨時補助貨幣懇談会で決まり、10月の入選図案決定により、10円のギザ廃止とともに、34年から新補助貨の製造が始められ、5円貨も7月から新型の製造に移った。たまたまこの切替時に経済の急成長による補助貨幣需要の急増とぶつかったので、

34年後半の10円貨の製造計画は拡大され、さらに50円、10円、5円の輸納済貨幣1億4,000万枚の再発行で急をしのいだ。35年になるとさらに補助貨幣需要が増大し、ことに1円貨および10円貨の不足が目立ち、増鑄の必要が生じた。このため100円銀貨の年8,000万枚製造の計画がくずれた。わずかな枚数ではあったが、35年には貨幣大試験供試貨幣も発行された。このような緊急措置は明治22,23年度に前例があっただけである。

このように需要増加に追いつけない状況となったので、35年9月に省議で、38年度末の生産能力を35年度末の5割増とする貨幣関係等施設整備3カ年計画が決定した。補助貨幣の種類別に供給状況をみると、35年度以降100円貨は製造のテンポを下げ、むしろ重点を50円貨、10円貨に移したが、38年度以降再度100円貨の製造も増加した。そして42年度には新白銅貨の製造もあって100円貨の供給は急増した。100円貨の近年の急増は日銀券100円券の製造の相対的減少と結びついている。50円貨は継続的に供給を増し、42年には100円と同じく新しい白銅貨の発行に移った。新50円貨は100円貨との関係で著しく小型となった。35年以降の供給増加の主役は10円貨で、5円、1円の小額コインもこれに続いたが、38年には1円貨の不足が目立ち、8月に増産計画が立てられ、当初の製造計画6億5,000万枚を9億7,500万枚に改め、39年度には当初から大幅な増鑄を計画して19億枚を製造した。兩年度を通じて10億2,500万枚は外注に回すことになった。38年度にはこのほかに、5円貨を1億9,000万枚から



オリンピック記念銀貨 100円

2億5,200万枚へ、10円貨を4億枚から4億9,000万枚へそれぞれ当初の製造計画を改定した。

32年の100円銀貨の発行についても、35年の設備強化計画にしても、それぞれ当初の見込みとその後の事態の推移とが大きく異なった事情を示している。100円銀貨の発行に際しては、それが100円銀行券の製造流通の相対的減少に結びつき、みつまた製造業者に対する圧迫となり、印刷局職員の就業不安ともなるということで、印刷局から抵抗が示されたのであったが、結局は100円券も増刷し、100円コインも増産しなければならなくなって、35年の設備強化計画ともなったのであり、その後の100円コインの増産の必要は、1,000円券以上の高額銀行券の需要増加で、100円券の製造を抑制することになったためであった。この100円貨の需要急増に対処するに際して、銀地金の確保に懸念があったことなどから、銀を白銅に切り替えたが、これとの関連において50円貨もニッケルから白銅に変更することにし、50円貨にも100円同様にギザをつけることで5円貨との識別の配慮とした。

コインの歴史で特記しておくものにオリンピック記念銀貨の発行がある。39年10月の東京開催を記念して1,000円と100円の銀貨が発行されたが、100円銀貨の図案は公募された。記念貨幣の発行も初めてであり、1,000円銀貨の発行も初めてで、1,000円貨150万枚、100円貨8,000万枚が製造され、39年9月1日から発行された。



オリンピック記念銀貨 1,000円

第4節 印刷行政の推移

印刷局の仕事としては銀行券の製造のほか官報、政府関係出版物の発行があり、その作業量も増大しているが、政策課題の中心はやはり銀行券の製造であった。銀行券はコインとは異なって消耗品であるために、経済成長がなく、したがって通貨量が増加しない場合でも、傷んだ銀行券の交換のための製造の仕事が常時ある。講和後は経済急成長による通貨量の増大があって、この銀行券の交換に加えて新規の供給が求められ、銀行券の製造は多忙となった。このために高額券の発行による貨幣価値に対する心理的な不信を配慮しつつも、結局は高額券の発行にふみきらなければならなかった。30年12月の省議で、100円銀貨の発行と併行し

第8-13表 年末日銀券発行額推移
(単位 億円)

年末	総額	1万 円券	5,000 円券	1,000 円券	500 円券	100 円券
26	5,063			4,085	140	683
27	5,764			4,755	173	653
28	6,299			5,320	180	688
29	6,220			5,269	179	679
30	6,739			5,768	195	713
31	7,849			6,826	219	761
32	8,371		720	6,608	239	768
33	8,910	587	1,492	5,778	269	750
34	10,294	1,926	1,553	5,765	311	707
35	12,341	3,736	1,342	6,134	359	738
36	14,801	5,494	1,526	6,531	408	811
37	17,459	7,381	1,669	6,970	460	917
38	20,574	9,617	1,884	7,570	513	957
39	22,988	11,560	2,004	7,799	563	1,031
40	25,638	13,692	2,146	8,031	622	1,116
41	29,135	16,441	2,356	8,429	699	1,178
42	34,115	20,553	2,681	8,994	796	1,061
43	40,419	25,937	3,022	9,684	928	817

て1万円券および5,000円券の発行計画が決定し、32年10月には5,000円券、33年12月には1万円券が発行された。すなわち、28年4月ごろの構想には、5,000円の発行計画はなかったが、1,000円券から一挙に1万円券に飛躍することによる心理的影響が配慮された結果であった。

各銀行券の発行状況を見ると、年を逐って高額券の流通額が相対的に増大している。39年末には1万円券が発行総額の半分を占め、42年末には6割を越えた。5,000円券は中間券種としての性格から、相対的比率はむしろ低下している。1万円券の発行までは経済取引の中心は1,000円券であったが、それを1万円券にゆずってからは、1,000円券は国民の生活に結びつき、かえって100円券を圧迫するかっこうになった。27年末には5億枚しかなかった1,000円券の発行が、42年末には倍加して9億枚に達した。一方、100円券は30年末に7億枚を越えたが、32年以降は100円銀貨の発行で横道いを続け、この間の銀行券の製造の重点を



ドッジ・ライン以降の通貨の中心であった1,000円券

5,000円券に移した。しかし、36年以降小額補助貨不足対策の影響で、100円銀貨が減産された関係から、再び100円銀行券の発行高増加の傾向を示し、41年末には12億枚に近づきまでに至った。しかし、42年の100円白銅貨の発行によって発行量を減じ、コインにその座をゆずる運命となった。

既述のようにコインの素材、量目、寸法、図案等については、講和後の新しい時代に即した変更があったが、銀行券についても同様の事情があった。24年の1,000円券採用にあたって、銀行券の寸法基準が従来とは異なった方式で定められ、26年にこれに従って500円券も作られ、28年11月に新種の100円券を発行する際にもこの基準が守られた。しかし、5,000円券、1万円券発行に際しては、この基準に従うことがあまりにも横長の銀行券となるので、上下幅を大きくした新しい系列が採用された。

1,000円券、500円券および100円券については、戦後の印刷技術改良途上に作られたものであり、技術改良による良質券への改刷の可能性をもっていたが、たまたま37年に1,000円券偽造問題が生じたので、これを機会に新様式のもの発行することになり、38年11月から新様式の1,000円券が発行された。新券の発行が偽造問題ともからんでいたため、発行に際しては旧券の回収を条件としていたこともあり、さらに消耗品としての交換分の準備のこともあって、新券発行に伴う作業は多忙となった。

高額銀行券の発行が常に通貨に対する信用の心理と結びつくことから、政府はその措置へ細心の注意をはらったが、ドッジ・ラインによる経済安定後に1,000円券を発行した時期は、すでに1,000円券発行の必要が十分に高まっていた。したがって、朝鮮動乱、さら

に講和後の経済急成長に伴う通貨量の増大に伴って、1万円券の発行の必要は、客観的条件としては十分であったが、政府はその実施にきわめて慎重であった。したがって、高額券発行の議論と準備はかなり早くから始められたが、具体的な計画は29年の景気抑制策後の安定期にはいってから進められ、具体策実施に際しては、当初の計画にはなかった5,000円券がまず発行され、その反応をみてから翌年に1万円券が発行された。5,000円券は景気引締策が積極的に進められている時期での発行であり、1万円券はなべ底景気が回復への曙光がみられた時期での発行であった。このような事情による高額券の発行であったから、その信頼が得られてからの発行量は経済事情に即応して急増した。37年までは1,000円券の発行額は横道い状況が続いた。26年末の銀行券発行高5,063億円から42年末の同3兆4,115億円へ、その額は7倍近い増加であるが、枚数でみると両者はともに約24億枚で増減がみられない。この間には10円券の10円コインへの切替えの時期があり、30年代初頭には17億枚どまりのこともあったが、総じて銀行券発行の枚数は目立った増加とはなっていない。10円コインの登場、さらに50円、100円のコインが現われ、1,000円券から高額券への転換が、この結果をもたらしたのであった。この転換は、しかし、必ずしも順調に進められたのではなく、切替期には印刷局の職員の就業不安と結びついて、小額の日銀券のコイン化への反対ともなり、また高額券発行による相対的な作業量縮減が、同様の不安の原因となったが、予想を越える経済の成長、急速な通貨量の増大がこの不安を消し、さらにこの通貨量増大に伴う銀行券製造に応じ得た理由ともなった。

第5節 本省庁舎のことなど

昭和15年の火災で、外装のない未完成の現庁舎に移転してから5年近く、大蔵省本省は戦時の多彩な事務



四季のいろどりを添える本省庁舎の前庭

をとっていたが、20年にはいつてからの本土空襲の激化に対処して、主として6月下旬に本省の主要局課の分室を東京の周辺地に設けて事務所の分散を図った。主計の2課を渋谷、主税局を目黒、国民貯蓄局を豊島、金融局資金統制課を杉並、理財局国庫課を日本橋の手形交換所、外資局計画課を神奈川の新丸子等に分散し、7月下旬には官房営繕課を世田谷に移した。

幸いに震が関の現在の庁舎は戦災を免がれたので、終戦後各局課はこれらの分室を引きはらって虎の門に戻って、庁舎内の整備等に手をつけたが、9月11日、突如、占領軍による庁舎接収の指示があり、9月15日に引き渡さなければならなくなった。初めは引渡しを拒否したが、占領軍の至上命令ということで、書類の搬出もままならず、各局はばらばらに仮の着落き先に移った。この間、庁舎外の空地にはいたるところに机、椅子、事務器具、書類等の山ができた。官房、金融局、外資局、国民貯蓄局は勅銀の4、5、6階に、官房の営繕課、主税局、専売局は証券取引所に、主計局は内務省にはいった。いずれも正常な事務をとる態勢ではなかったため、本省事務を分散させないことをめどに建物を物色したが、格好の建物が閉鎖機関であったりで

目的を達せず、20年末近くになって、都の教育局との交渉でようやく四谷第三小学校の建物にはいることめどがつき、周辺の土地を買収してバラックの庁舎を増築して、21年4月によりやく本省各局が、ごく一部を除いてここに集まった。手ぜまであっただけでなく、小学生用の建物であったことが、なにかと不便であった。

四谷庁舎時代約10年は、戦後の物資不足の時期にあたり、食糧の不足もあり、職員の体力不足も重なって、それだけでも事務遂行には支障が大きかったが、全く経験のない占領下の行政に取り組んだ

期間がその大部分を占めたので、仕事の負担はさらに大きなものとなっていた。この負担過重の過程で、22年9月には給与局、主計局関係の事務室に小火災があった。

四谷庁舎時代は約10年続いて、30年12月19日に現庁舎解除が決まり、庁舎内整備の後、31年3月下旬に逐次各局が現庁舎に引越した。この際は本省のほかにも国税庁と外務省も同居した。その後35年6月に外務省が引越した後に憲法調査会、内閣法制局、経済企画庁がはいり、法制局は38年3月まで、憲法調査会は39年9月まで同居した。四谷庁舎時代に比べてスペースの余裕も大きい現庁舎に移り、法制局等の転出にもかかわらず、すでに現庁舎では合理的な行政事務を進めていくについての限界に近づこうとしている。けだし、現庁舎移転後の10年余は事務の合理化、効率化の過程にあり、それはいわゆる機械化でもあり、そのためにスペースを多く求めることにもなった。37年5月には地方部局との連絡を図るテレタイプの活動が始まり、40年にはその全国網が実現し、これに前後して、税関統計整備をはじめとするコンピューターの導入も進められた。また各種の事務用品の更新、新鋭施設の採用が進

年7月から16カ月の期間をかけてタイル張りの外装が進められ、現在の外装が整った。これらはいずれもビル生活にとって不可欠のものであった。39年、オリンピック、IMF世銀総会の開催を機に前庭の手入れが行なわれ、中央官庁街に足を向ける人々に四季のたのしみを呈している。

み、事務機のスチール化、キャビネットの充実等、事務室内の様相はこの10年余の間に大きく変わった。

このような事務の合理化にあわせて、庁舎の整備も逐次進められた。四谷時代の暖房は石炭ストーブであったが、現庁舎に移ってからはスティーム暖房となり、さらに43年夏からは空気冷暖房の施設に再調整された。また15年以来外装なしですごしていた庁舎に、37